

## 町外通勤者助成金交付申請の下半期分を受付けします

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額5千円の豊頃町商品券を支給する制度です。

下半期（平成24年10月～平成25年3月）分の助成金交付申請は、3月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

### ★ 申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
- ② 雇用証明書（任意様式）
- ③ 町税等納入状況調査承諾書
- ④ 町外通勤者勤務状況証明書

※ ①、③、④は、役場企画課備え付けの様式を使用してください。  
 ※ 上半期申請者については③、④のみの提出となります。



### ★ 申請書類の提出先

申請に必要な書類は、役場企画課町づくり推進係（担当：中川、寺本）へ直接または電話で請求してください。

### ★ 申請期間

下半期分：平成25年3月末日まで

### ★ 対象要件

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和56年4月2日～平成6年4月1日生まれの方
- ③ 町外通勤日数が10日以上の方が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと

※ 申請要件の通勤月数3か月以上を上半期のみで満たしていない方であっても、下半期と合算し申請することも可能です。



### ★ 助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

### ★ 助成金額

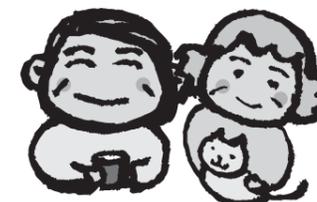
月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

## 国民年金からのお知らせ

### 前納がお得です！

平成25年度の国民年金保険料額は  
**1か月 15,040円** です。  
 （平成24年度は14,980円でした。）



国民年金保険料は、お支払方法によって、オトクな割引があります。

平成25年4月～平成26年3月の1年度分について

現金で毎月納付した場合 15,040円×12か月＝180,480円  
 現金で1年分を前納すると **177,280円** 3,200円割引

平成25年4月～平成25年9月の6か月分について

現金で毎月納付した場合 15,040円×6か月＝90,240円  
 現金で6か月分を前納すると **89,510円** 730円割引  
 （年間納付額179,020円）  
 （年間割引額1,460円）

上記の前納のお支払いは **平成25年4月1日から平成25年5月1日まで**

※1年度分・6か月分の前納納付書は、毎月納付用と一緒に平成25年4月上旬に発送されます。  
 ※現金払いでの前納は、1年度分や6か月分だけでなく、申込月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要となりますので、帯広年金事務所（☎0155（25）8113）までお問合わせください。

### 変更があったら忘れずに届け出ましょう

～ 届出を忘れて、未納期間をつくらぬよう、ご注意ください ～

種別が変更となる場合は、届け出が必要となります。必要な書類などを確認のうえ、必ず届け出てください。（20歳以上60歳未満の方が対象となります。）

#### ●自営業・学生など（第1号被保険者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

#### ●会社員・公務員（第2号被保険者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
退職した	第1号被保険者	市区町村
退職し、すぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

#### ●会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	変更後の被保険者の種別	届け出先
年収が130万円以上になった	第1号被保険者	市区町村
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった	第1号被保険者	市区町村
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）☎0155（25）8113  
 役場住民課住民環境係 ☎（574）2213